

社会福祉法人奥州市社会福祉協議会
奥州市総合福祉センター管理運営規程

平成18年4月1日 制定

(沿革) 平成30年3月9日第1次一部改正

平成31年4月12日第2次一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第2条に基づき、総合福祉センターの設置及び管理運営等に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 市民の福祉の増進と福祉意識の啓発と充実をねらいとし、地域福祉活動を推進するための拠点として、総合福祉センターを次表のとおり設置する。

名 称	奥州市総合福祉センター
位 置	水 沢 南 町 5 番 1 2 号

(開館時間)

第3条 総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）の開館時間は午前9時から午後9時までとする。

2 社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が必要と認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 福祉センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 12月28日、29日、30日、31日、1月2日、3日、4日

2 会長が必要と認めたときは、臨時にこれを変更し、休館することができる。

(使用手続)

第5条 福祉センターを使用しようとする者は、使用しようとする日の7日前までに、使用申請書（様式1号）を、会長に提出しなければならない。

(使用承諾の制限)

第6条 会長は次の各号の一に該当する場合は、福祉センターの使用を承諾しないものとする。

- (1) 公の秩序、または善良な風紀を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、または設備を汚損し、損傷しまたは亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、会長が適当でないとき。

(使用者の義務)

第7条 福祉センターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) あらかじめ指定された場所以外で火気を使用し、または喫煙しないこと。
- (2) 建物その他の物件をき損、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音を発生し暴力を用いるなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 勝手に所定の場所に備つけた物件を移動しないこと。
- (5) 使用後は速やかに清掃、整理し、使用完了の報告をすること。
- (6) 前各号のほか、管理のためにする職員の指示に従うこと。

(使用承諾の取り下げ)

第8条 使用者は福祉センターの使用を取りやめようとするときは、速やかに使用承諾取下願（様式4号）を会長に提出しなければならない。

(使用承諾の取り消し等)

第9条 会長は次の各号の一に該当すると認めた場合は、福祉センターの使用を取り消すことができる。

- (1) 使用承諾の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽、その他不正な手段により使用の承諾を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、福祉センターの管理上に必要があるとき。

(使用料)

第10条 福祉センターの使用料については次のとおり定める。

- (1) 福祉団体ならびに公共団体等、本会理事会の承認する団体（別表1）は、原則として200円とする。
- (2) 前記以外の団体・企業等の使用及び私的な催し、または営利を目的とした催し等に使用するときは、別表2の定める使用料金を徴する。
- (3) 使用料については、許可書の交付時に徴収する。

(使用料の減免)

第11条 会長は、公益上その他特別の理由があると認めた場合には、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により福祉センターを使用することができなかつたとき、その他特別の理由があると会長が認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の譲渡禁止等)

第13条 使用者は、福祉センターの使用に係わる権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、亡失したときは、会長の指示するところにより現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(使用簿)

第15条 本会は、福祉センター使用簿を備え付けて、所要事項を記入しなければならない。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、福祉センターの管理に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

別表 1

団体名	団体名
【福祉団体】	岩手県中途失聴難聴者協会
奥州市老人クラブ連合会	岩手県喉友会
水沢老人クラブ連合会	母子寡婦福祉協会水沢支部
奥州市身体障害者福祉会	胆江地区保護司会
水沢身障会	胆江地区更生保護婦人会
奥州市民生児童委員連合協議会	【ボランティア団体】
水沢民生児童委員協議会	奥州市ボランティア連絡協議会
水沢ひまわり手をつなぐ会	水沢ボランティア連絡協議会加入団体
岩手県南腎友会	傾聴ボランティアおうしゅう
岩手ろうあ協会 岩手聴覚者協会	メイクボランティア美々(びび)
ろうあ協会水沢支部 聴覚者協会胆江支部	岩手点訳の会
岩手県視覚障害者福祉協会	【その他】
水沢視覚障害者福祉協会	唄と踊りの会

- ・上記以外の申請については、必要に応じて減免申請の手続きをし、使用料を決定する。
- ・冷暖房使用の料金は、別表 2 の定める使用料金とする。

別表 2 奥州市総合福祉センター使用料（第10条関係）

(1) 基本使用料

奥州市総合福祉センター会場使用料

階	室名	種別	定員	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
1	ふれあいの間	全	250	6,000	8,000	10,000	20,000	
		半	125	3,000	4,000	5,000	10,000	
2	研修室	フロア	150	4,000	5,000	6,000	14,000	
	大会議室	フロア	30	2,000	3,000	4,000	8,000	
	研修室+大会議室	フロア	200	6,000	7,000	8,000	18,000	
	教養室	日本間	全	80	3,000	4,000	6,000	12,000
			半	40	1,500	2,000	3,000	6,000
	小会議室	フロア	30	2,000	3,000	4,000	8,000	
調理実習室		30	3,000	4,000	5,000	11,000		

- ・営利目的に利用の場合は10割増（2倍）、冷暖房使用は料金の3割増

課 長	係 長	係

年 月 日

奥州市総合福祉センター使用申請書

社会福祉法人 奥州市社会福祉協議会
会 長 様

住所
団体名
代表者名
電話

㊟

次のとおり使用したいので申請します。

使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで				
使用目的					
使用室名	ふれあいの間 (全・半) ・ 教養室 (全・半) ・ 大会議室 ・ 研修室 調理室 ()				
使用備品					
連絡先	氏名		電話番号	()	
参集人員	名	使用料	円	冷暖房料	円
備考					

奥州市総合福祉センター使用料減免申請書

年 月 日

社会福祉法人 奥州市社会福祉協議会
会 長 様

申請者住所.....

団 体 名.....

代 表 者 名.....[㊞]

私は、奥州市総合福祉センター管理・運営規程第11条に該当しますので、使用料の減免を受けたいので申請いたします。

1. 減免を受けたい理由

.....
.....
.....
.....
.....

* 減免申請書は、使用申請書に添えて申請のこと。

決 定 事 項	
---------	--